おむつ使用証明書 準備チェックリスト

医師・市町村に頼むことと、おむつ代の領収書の保管を書き留める｜登録不要・無料

おむつ使用証明書とは(国税庁 No.1122・質疑応答事例)

- 傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代を、医療費控除の対象にするために必要な、**医師が発行する証明書**。
- 現に治療を行っている医療機関が作成して交付する。家族が書く書類ではない。
- おむつ代の範囲は「紙おむつの購入費用及び貸おむつの賃借料」(昭和62年の厚生省の照会)。
- 令和7年1月1日以後に令和6年分以後の確定申告書を出す場合は、要介護認定の主治医意見書の内容を市町村が確認した書類か、主治医意見書の写しで代えることもできる。

主治医意見書で代えるとき:1年目と2年目以降の違い

おむつ代の医療費控除を受けるのが何年目か(厚生労働省の通知・令和6年10月10日改正)

比べる点	1年目	2年目以降
医師のおむつ使用証明書	使える	使える
主治医意見書で代える書類	主治医意見書の内容を市町村が確認した書類／主治医意見書の写し	同じ
使える主治医意見書	その年に現に受けていた要介護認定と、それを含む連続した複数の要介護認定で、有効期間(その年以降)を合算して6か月以上となるものの審査で作成されたもの(その複数の認定に係る全てのもの)	その年に作成されたもの。その年に作成されていない場合は、その年に現に受けていた要介護認定(有効期間13か月以上)の審査で作成されたもの
必要な記載	寝たきり度がB1・B2・C1・C2、かつ、失禁への対応としてカテーテル使用か、尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態」	1年目と同じ
対象のおむつ代	要件を満たす主治医意見書に係る要介護認定の有効期間(その年以降)に使った分だけ	—

医師に頼むときのメモ

文書料や受け取りまでの日数は、医療機関に確かめる

済	やること	メモ
☐	頼む医療機関(寝たきりの原因の傷病を継続して治療している医療機関。入院中・退院時は入院した医療機関)	
☐	どの年のおむつ代の分か(令和　年分)	
☐	頼んだ日・受け取る予定の日	
☐	医師に聞きたいこと(例:受け取りの方法、文書料)	
☐	要介護認定を受けている場合:主治医意見書を使う方法でよいかも、市区町村の窓口に確かめたか	

受け取った証明書の控え

明細書の欄外余白などに書けば、確定申告書への添付・提示を省略できる3項目(国税庁 質疑応答事例)

①証明年月日	令和　年　月　日
②証明の名称	
③証明者の名称(医療機関名等)	

添付・提示を省略したとき

添付・提示を省略したおむつ使用証明書は、医療費の領収書とともに確定申告期限等から5年間保存します(国税庁 質疑応答事例)。

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/kaigo/omutsu-shoumeisho 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
当サイトがつくった家族用のメモで、おむつ使用証明書そのものではありません。国税庁・厚生労働省の公表資料(2026年11月23日確認)にそろえた一般的なメモで、当サイトは税理士ではなく、対象になるかどうかの判定や控除額・還付額の計算はしていません。個別のことは、治療を受けている医療機関、市区町村の介護保険の窓口、所轄の税務署に確かめてください。

おむつ使用証明書 準備チェックリスト

おむつ代の領収書の保管チェックと、市町村に頼む書類のメモ

おむつ代の領収書の保管チェック

紙おむつの購入・貸おむつの賃借の領収書を、月ごとにまとめる

医療費控除は、その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費が対象です。医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作って確定申告書に添付し、税務署から確定申告期限等から5年を経過する日までの間、領収書の提示または提出を求められる場合があります（国税庁 No.1120）。金額の合計や控除額の計算欄は置いていません。

令和　年分（月ごとにまとめたら✓）

1月 ☐ まとめた	2月 ☐ まとめた	3月 ☐ まとめた	4月 ☐ まとめた	5月 ☐ まとめた	6月 ☐ まとめた
7月 ☐ まとめた	8月 ☐ まとめた	9月 ☐ まとめた	10月 ☐ まとめた	11月 ☐ まとめた	12月 ☐ まとめた

済	保管で確かめること	メモ
☐	領収書・レシートをまとめて保管する場所を決めた	
☐	誰が支払ったか（本人・生計を一にする家族）を書き留めた	
☐	おむつ使用証明書（または代わりの書類）を領収書と一緒に保管した	

市町村に頼む書類のメモ

要介護認定を受けている人が、おむつ使用証明書の代わりに使う場合

「主治医意見書の内容を市町村が確認した書類」は、本人の申出にもとづいて市町村長が主治医意見書を確認して書く書類です。手続きを行うかどうかは各市町村の任意の判断とされているので、まず市区町村の介護保険の窓口に確かめます（厚生労働省の通知）。

済	確かめること	メモ
☐	市区町村で確認書類を発行しているか・申出のしかた	
☐	おむつ代の控除は　□1年目　□2年目以降（申出の欄で○をつける）	
☐	確認書類に書かれる4項目：1 主治医意見書の作成日／2 要介護認定の有効期間／3 寝たきり度（B1・B2・C1・C2）／4 失禁への対応としてのカテーテル使用又は尿失禁の発生若しくは発生可能性	
☐	主治医意見書の写しを使う場合：裏面に要介護認定の有効期間（始期及び終期）が書かれているか	
☐	受け取った日・書類の名前	

確認先

- 証明書：治療を受けている医療機関
- 確認書類・主治医意見書の写し：市区町村の介護保険の窓口
- 対象になるか・申告のしかた：所轄の税務署

窓口・担当のメモ：

出典（2026年11月23日確認）

- 国税庁 質疑応答事例「寝たきりの者のおむつ代」（令和7年8月1日現在の法令・通達等）
  https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/05/54.htm
- 国税庁 タックスアンサー No.1122・No.1120（令和8年4月1日現在法令等）
  https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1122.htm
- 国税庁 個人課税課情報 第3号（令和6年10月18日）
  https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/241009/index.htm
- 厚生労働省 医政総発1010第1号ほか（令和6年10月10日・別紙1に市町村の確認書類の様式例）
  https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/241009/pdf/omutuBetten.pdf
- 厚生労働省「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（昭和63年1月6日）
  https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta2334&dataType=1&pageNo=1

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/omutsu-shoumeisho 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
当サイトがつくった家族用のメモで、おむつ使用証明書そのものではありません。国税庁・厚生労働省の公表資料（2026年11月23日確認）にそろえた一般的なメモで、当サイトは税理士ではなく、対象になるかどうかの判定や控除額・還付額の計算はしていません。個別のことは、治療を受けている医療機関、市区町村の介護保険の窓口、所轄の税務署に確かめてください。